

奈良市

禁煙おもてなし施設事業

店舗・施設の管理者様へ

奈良市保健所

- ➔ **事業の概要**
- ➔ **施設にとってのメリット**
- ➔ **対象となる施設**
- ➔ **3つの禁煙区分**
- ➔ **申込み手続きと登録**

事業の概要

**市民・観光者が、
受動喫煙がない店・施設を選択できるように
終日全面禁煙の施設に対して
「禁煙おもてなし施設」として登録していただ**
く。

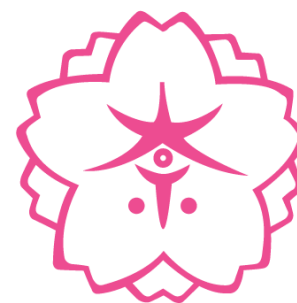
奈良市を受動喫煙のないまちに

事業の概要

終日禁煙の店舗・施設



奈良市



申込み



登録

ステッカー等配布

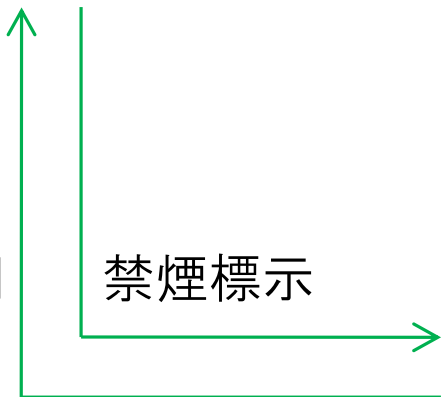


市民・観光者



利用

禁煙標示



施設の周知



施設についてのメリット

施設の取組みを利用者に知ってもらえる

奈良県は全国的にみても喫煙率が低く、奈良市保健所へも店舗・施設の禁煙化を望むご意見が多く寄せられます。

施設入口にステッカーを掲示することで、事前に禁煙であることがわかり、受動喫煙を防ぎたい方の利用につながることも考えられます。

市公式ホームページに掲載される(希望施設のみ)

登録施設は、「きれいな空気でおもてなし施設一覧」に掲載し奈良市公式ホームページに掲載させていただきます。

施設一覧は市関係施設においても配布いたします。

対象となる施設

健康増進法第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

対象となる施設

登録上の施設種別

飲食店

小売業・
サービス業店舗

公共交通機関等

福祉施設

宿泊施設

体育施設
娯楽施設

金融機関

社会教育施設
文化施設

事務所・会社等

公衆浴場

その他多数の者
が利用する施設

医療施設等（病院・診療所・歯科診療所・薬局等）及び官公庁については、禁煙であることが社会通念上当然であると考え、本制度の対象からは除外します。

3つの禁煙区分

敷地内禁煙

施設建物はもちろん、駐車場や中庭など敷地内の全てを終日全面禁煙としている施設

建物内禁煙 (建物全体)

駐車場などの屋外スペースに喫煙場所があるが、建物内は終日全面禁煙で、屋外からの受動喫煙がない施設

店舗・施設内禁煙 (テナント等建物の一部)

複合施設などの一部を利用している場合、その施設においては終日全面禁煙で、共有部分等からの受動喫煙がない施設

申込み手続きと登録

提出書類

登録申込書

①登録申込書

要件確認シート

②要件確認シート

送付先

〒630-8122
奈良市三条本町13-1
奈良市保健所 医療政策課 宛

申込み手続きと登録

申込み事項の確認

申込書の提出後、施設ご担当者様へ保健所から電話にて連絡いたします。申込み内容を確認するため、登録完了までお申込みから1～2週間程度いただきます。ご了承ください。

※必要な場合は現況を確認させていただく場合があります。

登録完了

要件が満たされていることが確認できましたら、「禁煙おもてなし施設」として登録させていただきます。

後日、施設ご担当者様へ、①**登録通知書**と②**ステッカー**をお送りいたします。ステッカーは必ず店舗入口などでご掲示をお願いいたします。また、施設一覧は奈良市ホームページ等を利用し、市民に周知いたします。

申込み手続きと登録



登録施設には、ステッカーをお渡しいたします。
施設入口にご掲示いただくよう、よろしくお願いい
たします。